

食安輸発1031第1号  
平成24年10月31日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(オーストラリア産二枚貝及びその加工品)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年10月19日付け食安輸発1019第1号）により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、オーストラリア産活むらさきいがいから規制値を超える麻痺性貝毒を検出したことから、上記通知の別表1のオーストラリアの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
二枚貝（タスマニア島周辺の海域で採捕されたものに限る。）及びその加工品		麻痺性貝毒	別表2の5によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査法等について」によること。	規制値（4MU/g）を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。